



いずみの杜診療所 RBAハンドブック

若年性の認知症に不安を抱える方や
ご家族、関係者のための
ハンドブックです



いずみの杜診療所 地域連携室
RBA相談室(若年性認知症RBA相談部門)
仙台市泉区松森字下町8番地の1

022-346-7068
<http://www.izuminomori.jp/>
✉ i-rba@izuminomori.jp

社会とつながりながら、主体的に生きる
若年性の認知症に不安を抱える方の
相談窓口



製法画

いずみの杜診療所 地域連携室
RBA相談室 (若年性認知症RBA相談部門)
☎ **022-346-7068**

**無料
相談**

※いずみの杜診療所が宮城県より若年性認知症施策総合推進事業の委託を受けて実施します。

受付時間

(平日) 9時から16時まで

対象者

ご本人・ご家族

一般企業・若年性認知症と診断された人を雇用する企業
若年性認知症支援に関わる雇用対策・障害福祉・高齢者福祉等の関係者 など

認知症疾患医療センターの中に
RBA相談室を設置しています。
専任の **コーディネーター** と
診療所の **認知症サポート医** や
精神保健福祉士、社会福祉士などが
対応します。

例えば

- 認知症という障害の理解
- 障害への配慮や向き合い方
- さまざまな制度の活用方法
- 仲間との出会いや活躍の場づくり など



RBA(Rights-Based Approach) は、「国際的な人権基準をもとに、認知症の人が自らの権利を知り、要求することをエンパワーし、権利を尊重し、守る責任のある責務履行者、例えば個人や機関、企業、専門職の説明責任と履行能力を高めるアプローチ」と定義されます。(林真由美)

※林真由美さんはエディンバラ大学の「エディンバラ認知症経験研究センター ECRED」の交流研究員です。

認知症疾患医療センター
いずみの杜診療所
地域連携室
RBA相談室

〒981-3111 仙台市泉区松森字下町8-1

022-346-7068

(FAX) 022-772-9802

✉ i-rba@izuminomori.jp

目 次

R B A相談室の基本理念 -----	1
1. はじめに -----	1
2. 自立と共生の権利に基づくアプローチ -----	1
3. ピアサポートの重視 -----	1
4. 本人の願いや望みを実現する関わり -----	2
5. 本人との対話を重視した家族と職場、そして地域の支援 -----	2

RBA相談室の基本理念

1. はじめに

若年性認知症の本人や家族等からの相談及び支援関係者、雇用企業等からの各種相談に応じるため、当法人が運営する「いずみの杜診療所」（以下、当院）の地域連携室に若年性認知症 RBA 相談部門（以下、RBA 相談室）を開設しました。なお、RBA は Rights-Based Approach（権利に基づくアプローチ）のことで、90 年代後半から国連の開発分野で重視されるようになり、貧困や障害の分野に応用されてきました。06 年に国連で採択された障害者権利条約は一つの成果であり、日本は 07 年に批准し 14 年に承認されています。

当院では平成 25 年 9 月に仙台市から認知症医療支援診療所（仮称）地域連携モデル事業の委託を受け、地域連携室を新たに設けて相談に応じてきました。平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの相談総数は 1080 件であり、訪問件数は 578 件です。なお、当院は平成 26 年 9 月に仙台市から認知症疾患医療センターの指定を受けています。

新たに開設する RBA 相談室は、地域連携室の経験を踏まえながら、さらに若年性認知症において特に課題とされる診断後支援や雇用継続等に RBA の視点から取り組み、認知症を生きる人の尊厳と可能性が大切にされる地域社会の実現に少しでも寄与したいと考えています。

RBA 相談室

若年性認知症 RBA 相談部門

実施方針(5つの柱)

- 1 自立と共生の権利に基づくアプローチ
- 2 ピアサポートの重視
- 3 合理的配慮の啓蒙と普及
- 4 本人の願いや望みを実現する関わり
- 5 本人との対話を重視した家族と現場そして地域の支援



2. 自立と共生の権利に基づくアプローチ

ここでいう自立とは、身辺自立や経済的自立のことではなく、自己決定に基づいて主体的に生きることをいいます。また共生とは、単に地域で暮らすことではなく、認知症の本人が市民として参画し、貢献しながら暮らすことをいいます。つまり価値を認められ、つながりながら暮らすことです。そのように主体的に生き、つながりながら暮らすことは、人間の権利として尊ばれなければならないと考えます。

3. ピアサポートの重視

認知症の早期診断が、イコール早期絶望と呼ばれ、介護保険サービスが想定しなかった初期の「空白の期間」が大きな問題となっています。とりわけ若年で認知症を発症した場合は、現に社会や家庭で担っている役割が脅かされ、将来の生活を見通せなくなるという点において、また「私は誰になっていくのか」といった実存的な苦悩という意味でも、その心理的な危機は極めて深刻です。

しかし、こうした絶望を超えて前向きに生きる認知症の当事者が、近年、少しずつ増えてきました。彼らに共通するのは、「自分より先に診断を受け、その不安を乗り越えて前向きに生きる当事者との出会い」を体験していることです。主体的に生き、つながりながら暮らすことは可能なのだと、まず本人が気づくことが大切

であり、そこから「認知症とともによく生きる Living well with dementia」という道筋がようやく見えてきます。そしてその気づきは、もっぱら当事者との出会いから生まれるのです。

当事者同士の対話から生まれる心理的な効果は、身体障害者や精神障害者の当事者活動でも広く知られており、ピアカウンセリングやピアサポートと呼ばれます。宮城県内ですでに活動している当事者グループや認知症カフェと連携し、また本人の参画を得ながら新たなピアサポートグループを支援し、多様なネットワークを県内に広げていきたいと考えます。

4. 本人の願いや望みを実現する関わり

本人の不安や苦悩だけでなく、日常的な願いや望みに目を向けた取り組みも大切にしたいと考えます。偏見は自らの中にある、といわれます。認知症と診断された本人が自らの未来を自らが閉ざすことも少なくありません。ふと漏れたつぶやきを大切に、もし願いや望みに触れたときは簡単にあきらめることなく、できれば家族や職場、地域の人々と一緒になって実現していくナラティブな関わりをめざしたいと思います。それは自己決定支援の先にある自己実現を支援する関りであり、また共生社会に向けた Dementia Friendly Community（認知症にやさしいまちづくり／認知症と親しいまちづくり）に通じる取り組みでもあります。

そしてまた自分の願いや望みを自覚しながら、本人自身が将来の見通しを立てることも支援したいと考えます。たとえば介護サービスの選択を含めた将来の生活環境について考えておくこと、さらに場合によっては終末期の在り方についても考えておくことは、とりわけ若年性認知症の当事者にとって切実なニーズであると思われまます。

5. 本人との対話を重視した家族と職場、そして地域の支援

前述した合理的配慮の啓蒙普及とともに、それぞれの立場に応じた葛藤と苦悩に対しても

誠実に向き合わなければなりません。ただ、家族と職場、そして地域の主張や要望が本人の自立と共生の権利を損なうと予見される場合は、いわゆる自傷他害の怖れによって生命権が脅かされない限り、最終的には本人を含む関係者全員による開かれた対話により和解と解決をめざします。この手法は、すでにオープン・ダイアログとして広く知られるものですが、当院における経験からも極めて有効です。

上述のように、これらの取組みは RBA に基礎を置いています。それは働き盛りといわれる世代で、また育児中や親の介護をしなければいけない状況下で、そして本人が主たる生計者である場合も多いなかで、若年性認知症がまさにその人の権利を直撃するからです。

さらに若年性認知症では、失語や視空間失認等の高次脳機能障害やパーキンソン症候等の神経症状が高齢発症に比べてより強く現れることが多く、障害分野で培われた経験と福祉が、そしてその集大成である RBA が、ほぼ同じように通用するからです。

宮城県若年性認知症施策総合推進事業

事業目的

若年性認知症（65歳未満で発症した認知症）は、働き盛り世代での発症が多く、雇用継続等の就労支援、障害福祉制度の活用、介護保険に寄らない居場所づくりなど、その特性に配慮した支援が必要となることから、専門の支援者を配置し、個別相談の充実や関係機関とのネットワーク構築等を行うことで、若年性認知症の人が安心して自分らしく過ごせる支援体制を整備します。


事業内容

1 コーディネーター設置

若年性認知症の人や家族等からの相談及び支援関係者、雇用企業等からの各種相談に応じます。

認知症疾患医療センターである、いずみの杜診療所では、平成25年より地域連携室を構えています。既存の認知症初期集中支援に携わる部門とは別に、若年性認知症に特化した部門（RBA相談室）を設けました。

◇相談への対応は下記のように行います。

相談受付	〒981-3111 仙台市泉区松森字下町8番地の1 いずみの杜診療所 地域連携室 RBA相談室（若年性認知症 RBA相談部門） 担当：川井 丈弘（かわい たけひろ） 電話：022-346-7068 FAX：022-772-9802 mail：i-rba@izuminomori.jp	 賢治画
受付時間	平日：9時から16時まで	
職員	①コーディネーター（常勤専従） ※介護福祉士・介護支援専門員の資格を有する者1名 ②補助職員（常勤兼務） ※医師5名（内、認知症サポート医3名）・精神保健福祉士2名・社会福祉士1名・看護師7名・言語聴覚士1名・作業療法士5名・理学療法士1名・介護福祉士1名・介護支援専門員の資格を有する者1名 ※認知症疾患医療センター及び認知症初期集中支援に係るそれぞれの業務を兼務する。	

2 圏域意見交換会

当事者同士のネットワークや安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、若年性認知症の人や家族を集めて意見交換会や交流会を開催します。（県内数ヶ所）

※今年度の計画などの詳細は別にお知らせします。

3 自立支援研修会

若年性認知症支援に関わる関係者に対して、その特性に応じた支援に必要な知識・技術を習得するための研修を行います。

※今年度の計画などの詳細は別にお知らせします。

4 若年性認知症理解促進・普及啓発

若年性認知症の理解促進を図るために、一般住民や企業を対象としたセミナーや出前講座を行ったり、パンフレット等を作成・配布します。



いずみの杜診療所 地域連携室

平成 29 年 7 月 14 日初版第 1 刷発行

令和 5 年 4 月 1 日第 2 版第 1 刷発行

編 集 RBA相談室（若年性認知症RBA相談部門）

発行者 医療法人社団清山会

住 所 仙台市泉区松森字下町 8 番地の 1

電 話 0 2 2 - 7 7 1 - 1 8 5 2

U R L <http://izuminomori.jp/>

RBA は Rights-Based Approach（権利に基づくアプローチ）のことです。

「国際的な人権基準をもとに、認知症の人が自らの権利を知り、要求することをエンパワーし、権利を尊重し、守る責任のある責務履行者、例えば 個人や機関、企業、専門職の説明責任と履行能力を高めるアプローチ」と定義されます。（林真由美）

※林真由美さんはエディンバラ大学「エディンバラ認知症経験研究センター ECREC」の交流研究員です。